

○指定医療機関及び福祉事業機関の指定について（第1次改正・一部）

〔平成6年12月28日地基企第59号
各支部長あて 理事長〕

第1次改正 平成7年8月1日地基企第45号
第2次改正 平成19年6月28日地基企第52号
第3次改正 平成26年7月10日地基企第25号
第4次改正 平成27年4月28日地基企第21号

地方公務員災害補償基金業務規程第6条及び第26条の規定に基づき、指定医療機関及び福祉事業機関の指定に関しての各医療機関（別冊「指定医療機関及び指定福祉事業機関一覧表」参照）との診療に関する契約について、別紙に掲げる職との間に別添契約書写のとおり契約を更改しましたので通知します。

また、各指定医療機関等（財団法人自警会東京警察病院を除く。）で療養補償、外科後処置及びアフターケア等を実施する場合は、下記の事項に留意し、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、財団法人自警会東京警察病院において療養補償等を実施する場合は、「医療機関及び福祉事業機関の指定について」（昭和47年8月1日地基補第337号）によられたい。（第1次改正・一部）

記

- 1 療養補償等を指定医療機関等において実施する場合には、被災職員に補償の請求書等の様式に関する規程に定める療養の給付請求書を当該医療機関を経由して支部長に提出させるものとする。
- 2 前項の療養の給付請求書を医療機関から支部へ送付する場合の送付料について請求があった場合は、支部経費から支給して差し支えないこと。
- 3 外科後処置及びアフターケア等の福祉事業の実施については、医療機関においては療養補償と同様に取り扱うこととなるので、事前に範囲等について主治医に対し説明を行い理解を得る必要があること。また、支部においては、支給手続き及び費用の支出区分等その処理にあたって福祉事業として取り扱うこととなること。（第1次改正・一部）
- 4 各医療機関ごとに診療科目が異なるので、支部長は、各病院の診療科目を十分把握して、被災職員に効果的に利用させるよう配慮すること。

別紙（第2次改正・一部、第3次改正・一部、第4次改正・一部）

診療契約相手

厚生労働省医政局長

独立行政法人国立病院機構理事長

独立行政法人国立循環器病研究センター病院長

国立研究開発法人国立長寿医療研究センター理事長

国立研究開発法人国立国際医療研究センター理事長

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター病院長

国家公務員等共済組合連合会理事長

（編注：国家公務員等共済組合連合会は平成8年法律第82号により国家公務員共済組合連合会）

公立学校共済組合理事長

財団法人神奈川県警友会会長

財団法人自警会東京警察病院院長

自治医科大学附属病院長

防衛医科大学校病院長

北海道厚生農業協同組合連合会代表理事会長

秋田県厚生農業協同組合連合会代表理事理事長

福島県厚生農業協同組合連合会代表理事理事長

茨城県厚生農業協同組合連合会代表理事会長

上都賀厚生農業協同組合連合会代表理事会長

佐野厚生農業協同組合連合会代表理事会長

埼玉県厚生農業協同組合連合会代表理事理事長

神奈川県厚生農業協同組合連合会代表理事理事長

長野県厚生農業協同組合連合会代表理事理事長

新潟県厚生農業協同組合連合会代表理事理事長

富山県厚生農業協同組合連合会代表理事理事長

岐阜県厚生農業協同組合連合会代表理事理事長

静岡県厚生農業協同組合連合会代表理事理事長

愛知県厚生農業協同組合連合会代表理事理事長

三重県厚生農業協同組合連合会代表理事理事長

広島県厚生農業協同組合連合会代表理事会長

山口県厚生農業協同組合連合会代表理事会長

徳島県厚生農業協同組合連合会代表理事理事長

香川県厚生農業協同組合連合会代表理事理事長

高知県厚生農業協同組合連合会代表理事会長

大分県厚生農業協同組合連合会代表理事会長

鹿児島県厚生農業協同組合連合会代表理事理事長

社会福祉法人恩賜財団済生会理事長

日本赤十字社社長

独立行政法人地域医療機能推進機構理事長

北海道大学医学部附属病院長

(編注：北海道大学医学部附属病院は、平成15年10月1日をもって北海道大学歯学部附属病院と統合し、北海道大学病院に名称変更)

弘前大学医学部附属病院長

東北大学医学部附属病院長

(編注：東北大学医学部附属病院は、平成19年2月16日をもって東北大学病院に名称変更)

東北大学歯学部附属病院長

(編注：東北大学歯学部附属病院は、平成19年2月16日をもって東北大学病院附属歯科医療センターに名称変更)

秋田大学医学部附属病院長

千葉大学医学部附属病院長

金沢大学医学部附属病院長

山梨医科大学医学部附属病院長

信州大学医学部附属病院長

名古屋大学医学部附属病院長

神戸大学医学部附属病院長

徳島大学医学部附属病院長

(編注：徳島大学医学部附属病院は、平成15年10月1日をもって徳島大学歯学部附属病院と統合し、徳島大学病院に名称変更)

九州大学生体防御医学研究所附属病院長

(編注：九州大学生体防御医学研究所附属病院は、平成15年10月1日をもって九州大学病院別府先進医療センターに名称変更)

大分医科大学医学部附属病院長

(編注：大分医科大学医学部附属病院は、平成15年10月1日をもって大分大学医学部附属病院に名称変更)

鹿児島大学医学部附属病院長

(編注：鹿児島大学医学部附属病院は、平成15年10月1日をもって鹿児島大学病院に名称変更)

鹿児島大学医学部附属病院霧島リハビリテーションセンター長

(編注：鹿児島大学医学部附属病院霧島リハビリテーションセンターは、平成15年10月1日をもって鹿児島大学病院霧島リハビリテーションセンターに名称変更)

別添

契約書 (写)

地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第1項に規定する職員(以下「職員」という。)の公務上の災害又は通勤による災害に対する診療に関し、厚生省保健医療局国立病院部長(以下「国立病院部長」という。)(編注：下線部は、平成18年4月1日以降「厚生労働省医政局長(以下「医政局長」という。))」に変更)と地方公務員災害補償基金理事長(以下「理事長」という。)とは、次のとおり契約する。

第1条 厚生省保健医療局国立病院部の所管に属する国立病院、国立療養所及び国立高度専門医療センター(以下「甲」という。)(編注：下線部は、平成18年4月1日以降「厚生労働省医政局の所管に属する国立高度専門医療センター及び国立ハンセン病療養所(以下「甲」という。))」に変更)は、この契約の定めるところにより、公務上又は通勤により負傷し又は疾病にかかった職員の診療を引き受けるものとし、これに要する費用(以下「診療費」という。)は、地方公務員災害補償基金の各支部(以下「乙」という。)が支払うものとする。

第2条 甲の引き受ける診療の範囲は、次のとおりとする。

- 1 診察
- 2 薬剤又は治療材料の支給
- 3 処置、手術その他の治療
- 4 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 5 病院又は療養所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

第3条 診療を受けようとする職員は、原則として、基金が定める療養の給付請求書を甲に提示して診療を受けるものとする。

2 甲は、前項の療養の給付請求書を受理したときは、ただちに乙に送付するものとする。

第4条 診療費の額は、「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成6年厚生省告示第54号)」(編注：下線部は、平成18年4月1日以降「診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)」に変更)の規定に基づいて算定するものとする。

第5条 甲は、各月分の診療費の請求書をその翌月の15日までに乙に送付するものとする。

2 乙は、前項の請求書を受理したときは、その内容を審査のうえ、その月の末日までに甲に支払うものとする。

3 第1項の請求書には、健康保険の例にならい、診療費の請求明細書を添付するものとする。

第6条 甲は、診療に関する書類でこの契約に基づき作成したものを、その完結の日から5年間保存するものとする。

第7条 この契約の有効期間は平成6年12月1日から平成7年3月31日までとする。ただし、有効期間満了1月前までに、国立病院部長（編注：下線部は、平成18年4月1日以降「医政局長」に変更）又は理事長から意思表示がないときは、さらに向う1年間引き続き効力を有するものとする。それ以後、満了の場合も同様とする。

第8条 この契約に定めのない事項については、そのつど国立病院部長（編注：下線部は、平成18年4月1日以降「医政局長」に変更）と理事長が協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を所持するものとする。

平成6年11月17日

厚生省保健医療局国立病院部長

荒賀泰太

地方公務員災害補償基金理事長

中島忠能

(注) 上記以外の別添契約書一省略